

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-40(政策12-施策④))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。					
施策の概要	【施策の概要】 社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					
	【平成30年度に実施した具体的取組】 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績のあった者を顕彰し、優れた取組を広く普及させることを目的として、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施した。また、的確に国民のバリアフリーに関する現状の認識・評価や将来のニーズを把握するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」を行った。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の状況	当初予算(a)	5	4	4	4
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	5	4	4	
執行額	2	2	2			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況									
				基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況		
						19年度	30年度	26年度	27年度	28年度		29年度	30年度
定量的指標	□	1.バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦数	54件	50件	—	—	—	—	50件	△			
					33件	23件	33件	29件	33件				
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰は、高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインの効果的かつ総合的に推進する観点から、その顕著な功績が又は功労があった者に対して表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。その普及状況を測定するために、表彰によりバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進への機運が高まることによって更なる推薦につながっているかを図ることとし、平成19年度の水準である50件を目標値とする。													
□	2.バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する検証(ホームページのアクセス数)	19,545件	20,000件以上	19,545件	15,912件	14,888件	14,215件	15,874件	△				
				—	—	—	—	20,000件					
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のため、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、その優れた取組をHP等により広く普及させるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査を実施し、広く国民に情報提供をしており、その効果を測定するために、ホームページのアクセス数で検証するものとする。													

参考指標	□ 1. 建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		53.6%	42.7%	39.6%	40.0%	40.3%
	2. バリアフリーの認知度	実績値				
26年度		27年度	28年度	29年度	30年度	
	94.1%	93.6%	92.0%	95.7%	95.2%	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠)
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 測定指標1(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦数)については、推薦元(各省及び都道府県)に積極的に推薦いただけたよう依頼することで平成29年度の推薦数より1割以上多くの推薦数となったが、目標としては未達となった。 測定指標2(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する検証(ホームページのアクセス数))については、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査やバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について掲載し、平成29年度より1割以上(1,000件以上)アクセス数が増加したが、目標としては未達となった。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 測定指標1については、これまでも推薦を積極的に依頼してきたが、頭打ちであること、現状においても優れた取組が多く推薦されており、普及・啓発に支障がないことから、今後は現状と同程度の推薦数の維持を目指す。 測定指標2については、平成30年12月に「ユニバーサル社会実現推進法」の成立・施行により、政府が講じた諸施策の実施状況の公表等が法定化されたことを受け、多くの重要な公表事項を積極的にホームページに掲載することにより、目標の達成を目指す。 【根拠とした統計・データ等】 「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(平成31年3月内閣府調査)

学識経験を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインに知見を有する有識者(9名)で構成する選考委員会において意見を聴取している。(8月、10月)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(平成31年3月内閣府調査)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-42(政策12-施策⑥))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	交通安全対策の総合的推進					
達成すべき目標	第10次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の概要	【施策の概要】 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき策定された「第10次交通安全基本計画」（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、令和2年までに交通事故死者数を2,500人以下とすることを旨とし、世界一安全な道路交通の実現を図るため、各種の交通安全対策を関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携しつつ、強力で推進する。					
	【平成30年度に実施した具体的取組】 平成30年度においては、「高齢運転者による交通事故防止対策について」（平成29年7月7日交通対策本部決定）に基づき、交通対策本部の下に設置された関係省庁局長級を構成員とする「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を4月に開催し、フォローアップを行い、施策の推進状況について情報の共有を図りながら、関係省庁と一体となって取組を推進したほか、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図った。また、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通安全フォーラムの開催」（平成30年11月に内閣府、山梨県及び甲府市の共催により、『飲酒運転の根絶に向けて～富士山に誓ってなくそう！飲酒運転～』をテーマに開催した。）、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進した。					
施策の予算額・執行額 (単位：百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の状況	当初予算 (a)	75	83	89	86
		補正予算 (b)				
		繰越し等 (c)				
	合計 (a+b+c)	75	83	89		
執行額	67	68	78			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成22年1月2日 福島みずほ内閣府特命担当大臣年頭の談話 平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。					

区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
			基準値	目標値	暦年ごとの目標値					達成状況
				暦年ごとの実績値						
			27年度	令和2年度	26年	27年	28年	29年	30年	
定量的指標	□	1-1.第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数	①4,117人 (平成27年中)	①2,500人 (令和2年中)	目標値の達成 平成26年中 ①4,113人	目標値の達成 平成27年中 ①4,117人	目標値の達成 平成28年中 ①3,904人	目標値の達成 平成29年中 ①3,694人	目標値の達成 平成30年中 ①3,532人	△
		【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】								
		政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定（中央交通安全対策会議）された第10次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。								
定量的指標	□	1-2.第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ②死傷者数	②670,140人 (平成27年中)	②500,000人 (令和2年中)	目標値の達成 平成26年中 ②715,487人	目標値の達成 平成27年中 ②670,140人	目標値の達成 平成28年中 ②622,757人	目標値の達成 平成29年中 ②584,544人	目標値の達成 平成30年中 ②529,378人	○
		【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】								
		政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定（中央交通安全対策会議）された第10次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。								
定量的指標	□	2.80歳以上の高齢運転者による交通事故防止についての目標 ・年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数	約270人 (平成26年から平成28年の平均値)	200人 (令和2年中、ただし、平成29年中は250人)	-	-	-	目標値の達成 平成29年中 242人	目標値の達成 平成30年中 266人	△
		【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】								
		平成28年11月に開催された関係閣僚会議における総理大臣の指示を受け、平成29年7月7日に交通対策本部において決定された「高齢運転者による交通事故防止について」において、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止に関する目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。								
定量的指標	□	3.春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合	44.7%	70%	95%	70%	70%	70%	70%	△
		【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】								
		国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。								

測定指標	定量的指標	□	4. 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
				29年度	30年度	年度ごとの実績値					
				76.70%	90%	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△
						98%	90%	90%	90%	90%	
						81.1%	77.7%	79.3%	76.7%	72.8%	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】											
国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人」の割合が高い割合を示すことで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。											
参考指標	1. 調査研究結果の有用性、活用状況の検証			実績値							
	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-	-	-	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) -									
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>○測定指標1-1及び1-2については目標を達成できなかった。 ・高齢者の人口当たりの交通事故死者は減少しているものの、高齢化の進展に伴い、全交通事故死者のうち高齢者は1,966人と、全体に占める割合は過去最高の55.7%となったことなどが主な要因として考えられる。 ・死傷者数については、目標を達成できなかったが、減少傾向が続いており、着実に進展している。</p> <p>○測定指標2については目標を達成できなかった。 ・80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数（免許人口10万人当たり）も昨年に比べ増加したことが主な要因と考えられる。</p> <p>○測定指標3については目標を達成できなかった。 ・全年齢における実績値が39.4%であるのに対し、実績値が低い世代は、10代（28.2%）、30代（29.3%）、20代（32.0%）の順となり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。</p> <p>○測定指標4については目標を達成できなかった。 ・全年齢における実績値が72.8%であるのに対し、実績値が低い世代は、20代（59.4%）、10代（61.2%）の順となり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -</p>									
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】 引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p>○測定指標1-1及び1-2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・交通事故発生件数及び死傷者数は、ともに14年連続で減少したほか、24時間死者数も現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった。一方で交通事故死者のうち高齢者の占める割合が過去最高となったことから、目標達成に向け、「人優先」の安全思想を基本とし、今後の高齢者人口の増加を踏まえた高齢運転者の事故防止対策の強力な推進、関係機関・団体等と連携した交通安全対策の一層充実を図る。</p> <p>○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・平成28年11月に設置した「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめ（平成29年6月）を踏まえ、継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況について情報の共有を図りながら、関係省庁と一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を推進する。</p> <p>○測定指標3については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・「春・秋の全国交通安全運動」の実施に当たっては、運動の趣旨、実施期間、重点などを広く国民に周知し、運動の認知度を高めるために、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体等と連携し、ポスター、チラシ、インターネット、テレビ等の各種広報媒体を効果的に活用した広報活動を強力に推進する。 ・10代から40代の実績値が低いことから、内閣府で開催している交通安全指導員養成講座や交通ボランティア等ブロック講習会、関係機関との各種会議等において、現状の認識を共有し、当該世代に対する効果的な啓発活動を推進する。</p> <p>○測定指標4については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・10代から20代の実績値が低いことから、内閣府が作成し、ホームページで公開している中学生及び高校生並びにその指導者を対象とした交通安全教材「自転車交通安全講座」の周知を図るなど、当該世代に対する効果的な啓発活動を展開し、交通安全意識の向上に努める。 ・交通安全指導員、シルバーリーダー及び市区町村の交通安全対策主管課職員等に対して、必要な知識の習得や指導力の向上を図り、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と連携した地域に密着した街頭活動、交通安全教育及び広報啓発活動を展開し、国民全体の交通安全意識の向上を図る。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <p>・令和元年版交通安全白書（第1編第1部第1章） (https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r01kou_haku/pdf/zenbun/1-1-1.pdf) ・「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査（報告書）」（H31.3月実施：内閣府）</p>									
学識経験を有する者の知見の活用	-										
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-										
担当部局名	政策統括官（共生社会政策担当）					政策評価実施時期	令和元年8月				

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

子どもの貧困対策の総合的推進

2. 評価対象期間

平成 26 年度から平成 30 年度

3. 施策の目的

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。

4. 評価結果の概要

子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月閣議決定）に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）の下に置かれた子供の貧困対策に関する有識者会議で検証・評価を行っているところ。

平成 31 年度中を目途に現行大綱の見直しを実施することとしており、現在、上記の検証・評価と並行して、これまでの 5 年間の実施状況等に鑑みながら同会議において新たな大綱の作成に向けた議論を実施しているところ。

このため、現時点で大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等に対する最終的な評価を行うことは困難であるが、現在までに同会議で頂いている評価に照らせば、政策としては一定程度の進展が見られた。

総合評価書

1. 評価対象施策

子どもの貧困対策の総合的推進

2. 担当部局

政策統括官（共生社会政策担当）

3. 政策評価時期

令和元年 8 月

4. 評価対象期間

平成 26 年度から平成 30 年度

5. 施策の概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。

6. 施策の目的

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指す。

[参考] 子どもの貧困対策の推進に関する法律 第 1 条、第 2 条第 1 項
子供の貧困対策に関する大綱 第 2 基本的な方針

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	135	2634	1158	916	552
執行額	83	325	380		—

※ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（子どもの貧困対策担当）付 において実施される施策の予算に限る。

8. 施策の実施状況

(1) 教育の支援

○スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）の配置を拡充し、教育相談体制を整備

- ・ SSW 約 1,500 人（平成 26 年度予算）→7,547 人（平成 30 年度予算）
- ・ SC 23,800 校（平成 26 年度予算）→26,700 校（平成 30 年度予算）

- ・平成 27 年度より、子供の貧困対策が求められる学校等について、配置日数を増やす仕組みを新設、継続実施。
- 平成 29 年 11 月 教育職員免許法施行規則改正
- ・平成 31 年 4 月以降の入学生から、貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援について、教員養成課程において必ず修得することとした。
- 高等学校等における就学継続のための支援の推進
- ・全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握を行い、これを踏まえて、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方等を示した通知を平成 29 年度に発出。
- 地域学校協働活動の一環として、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を実施。
- ・1,751 か所（平成 27 年度新設時）→ 2,813 か所（平成 29 年度実施）
- 幼児教育・保育の段階的無償化
- ・平成 26 年度以降幼児教育・保育の無償化に段階的に取り組み、生活保護世帯の全ての子供を無償、住宅税非課税世帯の第 2 子を無償、年収 360 万円未満の世帯において、ひとり親世帯では第 1 子半額、第 2 子以降無償、それ以外の世帯では、第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子半額、第 3 子以降無償、等を実施。
 - ・平成 31 年 10 月以降、3 歳から 5 歳までの子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。
- 大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れの加速
- ・給付型奨学金を平成 29 年度に創設、先行実施（2,800 人）。平成 30 年度より本格実施（20,000 人）。
 - ・無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の着実な実施

	平成 26 年度予算	平成 30 年度予算
給付型奨学金	—	2 万 2,800 人
無利子奨学金	44 万 1,000 人	53 万 5,000 人
有利子奨学金	95 万 7,000 人	75 万 7,000 人

- ・平成 29 年度以降の無利子奨学金新規貸与者より対象とする新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入（平成 26 年度補正予算よりシステム開発に着手）

○生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援実施の拡大

- ・生活困窮者自立支援法の任意事業としての学習支援事業の実施率
平成 27 年度：33% → 平成 29 年度：56%

○子どもの生活・学習支援事業の実施

- ・ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を実施。

○児童養護施設等に入所する中学生の学習支援（平成 26 年度以降）

- ・大学生や教員OB等による学習指導実施
- ・学習塾を利用した場合の月謝等の費用を措置費等に計上

○就学援助の活用・充実

- ・平成 27 年度から「就学援助ポータルサイト」において、実施状況等調査の集計結果等を公表、適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促進。
- ・平成 29 年度には、要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費等の予算単価を約 2 倍に増額。小学校へ入学する年度の開始前に支給した新入学学用品費等を新たに補助対象にできるよう、要綱を改正。

○「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減

- ・平成 26 年度より高校生等奨学給付金事業を新たに創設し、生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減。
- ・高等学校等就学支援金制度については、国公立を問わず、平成 26 年度より、所得制限（年収約 910 万円未満）を設け、それによって生じた財源で私立学校に通う低所得世帯への支給額の引上げ等を実施。
- ・平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、現行の高等学校等就学支援金を拡充し、2020 年度までに、安定的な財源を確保しつつ、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料実質無償化を実現。

(2) 生活の支援

- 「新・放課後子ども総合プラン」を策定（平成 30 年 9 月）
 - ・2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ 2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備する。

- 児童扶養手当の現況届の提出時期等に、生活、就業、養育費確保等ひとり親が抱える問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（平成 28 年度～）

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
 - ・平成 27 年度に創設。施設退所後、就職する者については家賃相当額、進学する者については家賃相当額に加え生活費が貸付の対象。また、施設入所中の児童等については就職に必要な資格取得のための費用が貸付の対象。
 - ・一定期間就業を継続すること等により返済免除。
 - ・これまでに全都道府県で実施。

- 社会的養護自立支援事業
 - ・平成 29 年度に創設。里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する。

(3) 保護者の就労の支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
 - ・平成 27 年度に創設。高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸付。
 - ・平成 28 年度から、支給期間を 2 年から 3 年に拡充し、養成期間が 3 年の資格（看護師等）についても全期間支給可能とした。また、養成機関における修業期間も 2 年以上から 1 年以上に緩和して、調理師や製菓衛生師等の資格も対象に拡大。
 - ・平成 30 年度からは、准看護師の養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算 3 年分の給付金を支給できるよう支援拡大。

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・平成 27 年度に創設。ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その費用を最大で 6 割支給（上限 15 万円）。

(4) 経済的支援

○児童扶養手当

- ・平成 28 年度に、第 2 子加算額を 5 千円から 1 万円へ、第 3 子以降加算額を 3 千円から 6 千円へ増額。
(第 2 子加算額は 36 年ぶり、第 3 子以降加算額は 22 年ぶりの引上げ)
- ・平成 30 年 8 月支給分より、全部支給の所得制限限度額を 130 万円から 160 万円へ引上げ。
- ・平成 31 年 11 月支払より、支払回数を年 3 回から年 6 回に見直し。

○生活保護世帯の子供の進学支援

- ・平成 27 年度に、学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とした。
- ・平成 28 年度以降、就労や早期の保護脱却に資する費用を収入認定除外の対象とした（平成 30 年 4 月には、受験料を対象として明示。）。
- ・平成 30 年 4 月より、住宅扶助費については同居する当該進学者も世帯人数として数え、住宅扶助費を減額しないこととした。
- ・平成 30 年 6 月より、生活保護受給世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給。

○養育費等の確保支援

- ・養育費等の取決めについて解説したパンフの離婚届書との同時交付
- ・民事執行法制の見直し

(5) その他

○子供の未来応援国民運動の推進（内閣府にて実施）

- ・平成 27 年 4 月の「子供の未来応援国民運動」発起人集会にて採択された趣意書に基づき、同年 10 月に「子供の未来応援国民運動」が始動。
- ・国民運動の一環として
 - ◇ 企業や個人から寄せられた寄付金で草の根で支援を行う NPO 等の活動支援を行う「子供の未来応援基金」を創設。平成 30 年 9 月末時点で寄付累計総額が約 10 億円にのぼり、現在まで 2 度にわたり延べ 165 団体に対し支援金を交付。
 - ◇ 支援を必要とする NPO 等民間団体とこうした団体に対する支援を希望する企業等とのマッチングを推進するため、学習支援、子供食堂、フードバンクの各分野における全国的なネットワークを有する団体と連携し「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を発足。
 - ◇ 企業、NPO 等団体、市民、自治体等が一堂に会して、子供の貧困対策に係る情報や認識の共有・連携を行うきっかけづくりの場となる「子供の貧

困対策マッチング・フォーラム」を全国で開催。

○地域子供の未来応援交付金（内閣府にて実施）

- ・平成 27 年に、支援を必要とする子供たちに支援を確実に届けるべく、教育・福祉の分野を始め地域における多様な関係者の連携・協力のもと地域の実情に応じた効果的な施策を講じられるよう、地域ネットワークの形成等の取組を包括的に支援することを目的として創設。
- ・268 自治体に対し、約 7 億円を交付決定（平成 30 年 8 月末時点）。

9. 政策効果の把握

大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて設置された子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）の下に、関係団体や学識経験者等からなる子供の貧困対策に関する有識者会議を置き、同会議において検証・評価することとしている。

現在、新たな大綱の作成に向けて、子供の貧困対策に関する有識者会議において幅広く意見を聴取し、議論を行っており、その議論も踏まえ、最終的な検証・評価を行う予定である。

このため、現時点で大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等に対する最終的な評価を行うことは困難であるが、現時点における評価結果は次項のとおりであり、政策としては、一定程度の進展が見られた。

10. 政策評価の結果

(1) 平成 26 年度以降これまでの子供の貧困対策に関する歩みについて

- ・全国各地で様々な施策を精力的に実施した結果、相対的貧困という捉え方が国民に随分広がり、大綱に掲げられた 25 の指標が改善していることは評価。
- ・しかし、子どもの貧困率やひとり親の状況は依然として厳しい。この 5 年間の流れを断ち切ることなく、今後も継続的に施策を実施していく必要。

(2) 大綱に掲げられた 25 の指標の現状 ※令和元年 6 月 25 日時点

指標	大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率	90.8% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	93.7% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率	5.3% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	4.1% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率	32.9% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	36.0% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.6% (平成 26 年 5 月 1 日現在)	95.8% (平成 30 年 5 月 1 日現在)

児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園)	72.3% (平成23年度)	73.4% (平成28年度)
ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	96.3% (平成28年度)
ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年度)
スクールソーシャルワーカー の配置人数	1008人 (平成25年度実績)	2041人 (平成29年度実績)
スクールカウンセラーの配置 率(小学校)	37.6% (平成24年度実績)	66.0% (平成29年度実績)
スクールカウンセラーの配置 率(中学校)	82.4% (平成24年度実績)	89.6% (平成29年度実績)
就学援助制度に関する周知状 況 (毎年度の進級時に学校で就学援助 制度の書類を配付している市町村の 割合)	61.9% (平成25年度)	77.9% (平成29年度)
就学援助制度に関する周知状 況 (入学時に学校で就学援助制度の書 類を配付している市町村の割合)	61.0% (平成25年度)	75.4% (平成29年度)
日本学生支援機構の奨学金の 貸与基準を満たす希望者のう ち、奨学金の貸与を認められ た者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)
日本学生支援機構の奨学金の 貸与基準を満たす希望者のう ち、奨学金の貸与を認められ た者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)
生活保護世帯に属する子供の 就職率 (中学校卒業後)	2.5% (平成25年4月1日現在)	1.5% (平成30年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の 就職率 (高等学校等卒業後)	46.1% (平成25年4月1日現在)	46.6% (平成30年4月1日現在)

児童養護施設の子供の就職率 (中学校卒業後)	2. 1 % (平成 26 年 5 月 1 日現在)	2. 4 % (平成 30 年 5 月 1 日現在)
児童養護施設の子供の就職率 (高等学校卒業後)	69. 8 % (平成 26 年 5 月 1 日現在)	62. 5 % (平成 30 年 5 月 1 日現在)
ひとり親家庭の子供の就職率 (中学校卒業後)	0. 8 % (平成 23 年度)	1. 7 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の子供の就職率 (高等学校卒業後)	33. 0 % (平成 23 年度)	24. 8 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	80. 6 % (平成 23 年度)	81. 8 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	91. 3 % (平成 23 年度)	85. 4 % (平成 28 年度)
子供の貧困率	16. 3 % (平成 24 年)	13. 9 % (平成 27 年)
子供がいる現役世帯のうち大 人が一人の貧困率	54. 6 % (平成 24 年)	50. 8 % (平成 27 年)

11. 学識経験を有する者の知見の活用

関係団体や学識経験者等からなる子供の貧困対策に関する有識者会議において、大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等を検証・評価することとしている。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

生活保護世帯に属する子供の進学率・中退率・就職率

「厚生労働省社会・援護局保護課調べ」

児童養護施設の子供の進学率・就職率

「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ」

ひとり親家庭の子供の就園率・進学率・就職率、ひとり親家庭の親の就業率

「全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)

スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

「文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ」

就学援助制度に関する周知状況

「文部科学省初等中等教育局財務課調べ」

日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子、有利子)

「独立行政法人日本学生支援機構調べ」

子供の貧困率、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条に基づき、子供の貧困対策に関する有識者会議における議論を経て、毎年8月頃に子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況を内閣府ホームページ上に公表している。

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>